## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第４３２号**
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目30番71―14号
武岡第３団地市住71棟１階４号
債務者　豊留　広気
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第７３号**
秋田県大館市字谷地町後13番地
債務者　武田　ユキ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２３年（フ）第４５号**
福島県相馬市中野字黒木田152番地の１　市営住宅Ｋ２―304号
債務者　菊地　恵美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福島地方裁判所相馬支部

**平成２３年（フ）第２１２号**
長野県松本市大字岡田松岡137番地１
債務者　古畑　臣一
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第２３３号**
長野県松本市大字芳川小屋426番地10
債務者　飯島　栄一
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第１１５６号**
京都府宇治市広野町西裏52番地　広野町マンション105号
債務者　一色　則孝
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１８２号**
京都府木津川市相楽台７丁目１番地１　高の原駅東団地２―101号
債務者　森　　廣明
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１８３号**
京都府木津川市相楽台７丁目１番地１　高の原駅東団地２―101号
債務者　森　　惠子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２７６号**
京都市左京区八瀬近衛町688番地の３
債務者　南　　靖子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２７９号**
京都市山科区椥辻中在家町28番地の54
債務者　浜崎　　[illegible]
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２９３号**
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町16番地１　長田ハイツ305号
債務者　竹﨑　貫正
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３００号**
京都市左京区新間之町通二条下る頭町203番地の20
債務者　西川久美子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３１８号**
京都市左京区田中上古川町34番地35　メゾン高野208号
債務者　田畑　　博
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３１９号**
京都市左京区田中上古川町34番地35　メゾン高野208号
債務者　田畑　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３２４号**
京都市左京区一乗寺染殿町３番地　一乗寺コーポラス105
債務者　定池美貴子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３２５号**
京都市左京区一乗寺染殿町３番地　一乗寺コーポラス105
債務者　定池　拓哉
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３２６号**
京都市左京区一乗寺染殿町３番地　一乗寺コーポラス105
債務者　定池　将弥
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係